

## 議第18号議案

## 横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年3月18日提出

市会運営委員会

委員長 松 本 研

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 政策・総務・財政委員会 12人

政策局、総務局、財政局、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項

(2) 市民・文化観光・消防委員会 11人

市民局、文化観光局及び消防局の所管に属する事項

第2条第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 温暖化対策・環境創造・資源循環委員会 12人

温暖化対策統括本部、環境創造局、資源循環局及び農業委員会の所管に属する事項

(6) 経済・港湾委員会 11人

経済局及び港湾局の所管に属する事項

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市事務分掌条例の一部改正に伴い、横浜市会委員会条例の一部を改正したので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

〔上段 改正案〕  
〔下段 現 行〕

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 政策・総務・財政委員会 12人  
都市経営・総務委員会

政策局、財政局  
総務局、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監  
都市経営局

査委員及び議会局の所管に属する事項

- (2) 市民・文化観光・消防委員会 11人  
市民・消防委員会

市民局、文化観光局  
市民局及び消防局の所管に属する事項

（第3号及び第4号省略）

- (5) 温暖化対策・環境創造・資源循環委員会 12人  
環境創造・資源循環委員会

温暖化対策統括本部、  
環境創造局、資源循環局及び農業委員会の所管に属

する事項

- (6) 経済・港湾委員会 11人  
経済観光・港湾委員会

経済局  
経済観光局及び港湾局の所管に属する事項

（第7号及び第8号省略）